

令和6年第6回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年6月26日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
<del>3番 木下 亜紀</del>	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
<del>6番 小松 伸治</del>	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
<del>21番 小原 正隆</del>	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

### ○ 欠席した委員(3名)

3番 木下 亜紀	6番 小松 伸治	21番 小原 正隆
----------	----------	-----------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第28号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第33号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (森)

議事録署名人 4 番 (小松原)

開 会 令和6年6月26日 午後3時00分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それぞれお忙しい中、御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきたいと思ひます。

それではお手元の資料に沿ひまして会議のほうを始めさせていただきたいと思ひます。

まず初めに氣賀澤会長から挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前はちょっと別の会議がありまして欠席させていただきました。その中で会を運営していただきまして、ありがとうございました。

こんな会議に出る中で、最近、目標地図——地域計画に関する目標地図の事例等が会議のたびに発表されます。各地区もいろいろ問題がある中で進めておられて、大変だなという感じを受けております。

先日の上伊那の協議会の中でも上伊那の各市町村の進捗状況等が話されましたけれども、駒ヶ根市のほうは順調に進んでいます、町村部、辰野とか箕輪あたりはまだ1回目の懇談会が済んでいない状況のところもあったと思ひます。

そういうことを考えますと、駒ヶ根市の農業行政といひますか、それは人・農地プランのときからの国の指示に従ひましてきちんと業務を積み重ねてきた結果で現在のようになっているんじゃないかなということをつくづく感じております。我々の先輩、また行政のほうでも先輩の方々の努力が今になって、ここでまた、何ていひますか、その努力の結果が我々の今の業務の円滑化につながっているんじゃないかなというふうに感じております。

農業行政に関しては批判とか賛成とか評価とかいろいろありますけれども、やはり日々の積み重ねによって駒ヶ根市の農業行政が運営されているんだなということをつくづく感じてきました。

先ほど申し上げましたが、暑い中、午前中は農作業をされた方もおりますし、また違った業務をされた方もおると思ひます。そんな中での会議になりますが、それじゃあ、よろしくお願ひいたします。

以上です。

局 長 (入谷 吉博君)

大変ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読につきまして、今回は 11 番上田佳子委員にお願いいたします。

11 番 (上田 佳子君)

今年は各地で平年より遅い梅雨入りとなりました。こんな年は大雨となるおそれがあり、また短期集中型の梅雨となる見通しもあるようです。

昨年に続き、今年も猛暑が予想されています。山の雪も既に少なくなりました。この夏を無事に乗り切ることができるよう願っているところです。

今日は私どものなりわいとしている施設園芸の高温対策についてお話ししたいと思います。

施設園芸といっても作る作物によってできようが異なり、できる対策も違いますけれども、私どもの場合、ハウス内を涼しくするため、まずは天窓や入り口を開放し、サイドのビニールを巻き上げます。そして遮光カーテンで日差しを遮ります。これまではそういったことで夏の暑さを乗り切ってきました。

しかし、おととしは高温で花が傷んでしまい、昨年初めてハウスの屋根に遮光材というものを塗布しました。遮光材も石灰を主原料としたものや赤外線はカットして紫外線は通すっていったものなど、様々あります。塗布することで室温が三、四度下がり、昨年は無事に夏を乗り切ることができました。今年も 6 月上旬に塗布したところです。

ハウスの屋根に乗って作業するわけですが、10 年後も安全にできるかどうか、ハウスの下で塗布の介助をしながら考えました。

今年は生産者仲間のハウスでドローンを使って遮光剤を塗布するという試験も行われました。現段階では、作業には費用も時間もかかり、現実的ではありません。今後に期待したいなというところです。

高温対策としては、ほかにも細霧冷房とかヒートポンプとかいった幾つかの手法があります。そもそも導入できないハウスの形状であったり、導入や運営にかかるコストの問題もあったり、難しいところです。

3 月には認定農業者の会でも勉強会が開催されました。

また、先日の日本農業新聞にも昨年の高温下で効果があった対策に関する記事がありました。

今後も暑さ対策の先進地やほかの作物からも柔軟に学び、よりよい環境を模索していきたいと思っています。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕 (一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕 (一同着席)

局長 (入谷 吉博君)  
それでは、以降は会長の進行によりまして会議のほうを進めていただきますので、よろしくをお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
これより令和6年6月3日付、告示第6号をもって招集した令和6年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。  
農業委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。  
3番 木下亜紀委員、6番 小松伸治委員、21番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。  
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。  
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。  
議事録署名人は、総会規則第15条第2項の規定により議長において1番 森武雄委員、4番 小松原ひとみ委員を指名いたします。  
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。  
議案第28号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)  
それでは議案書1ページをお開きください。  
農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
計2件でございます。  
まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。  
計画変更一1で表示した場所になります。  
北割2区、XXXXXXXXXXの東側4筆、計2,016㎡になります。  
1ページにお戻りください。  
こちらの当初の計画でございますが、建て売り住宅用地。  
変更内容でございますが、土地の購入予定者が受ける融資条件に計画地の登記地目が宅地であることが含まれており、当初に出ていた建て売り住宅での許可の場合は建物の建築後でなければ登記地目の変更はできないといったことから、特定建築条件付土地として計画変更を行い、事業の開始前に登記地目の変更とそれによる融資を受けたいというものでございます。  
同日、3条と4条の申請がありましたので、後ほどこちらについても御説明をさせていただきます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更一2で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの西側1筆2,992㎡になります。

1ページにお戻りください。

こちらの当初の計画でございますが、宅地分譲。

変更内容でございますが、転用許可後に測量を行った際、実測面積が登記面積を上回っていることが分かり、費用等により面積の大きい土地を購入したいといった需要が限られることから、当地の一部を農地として今後も使用するよう計画を変更したいというものでございます。

こちらについても、同日、4条申請がありましたので、後ほど御説明させていただきます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、6月16日に現地を確認いたしました。

ここは前回の審査のときに非常にもめた土地で、集落接続では無理があるんじゃないかっていうことでもめた土地でございますが、もう、一度許可の下りたところの地目変更ということなんで問題ないと思います。

5 番 (倉田 益式君)

じゃあ2番について御説明いたします。

中嶋さんと2人で確認しました。

それで、経緯としては、以前に、この黒塗りの部分、「計画変更一2」とある上に「⑩」と書いてある、ここも含めての5条申請があったんですが、ここに書いてあるように、面積が大きいということで、3,000㎡を下回る形での変更をしたいということで、農地として残す申請ということなんです。内容的には特に問題はないという気がします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

質疑の前に事務局に1点確認ですが、1番は南割になっていきますけど、北割で間違いないですか。

2 番 (中嶋 隆君)

これは計画者の住所だから、土地のあるところじゃないです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
あ、分かりました。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。

1 2 番 (春日 知也君)  
2 番の案件なんですけど、当初の申請のときの理由はちょっと定かに覚えていないんですけども、多くの場合と同じく、もう農業をやり切れないからという理由だったんじゃないかなと思うんですけど、農地として残したときにはどなたがどんなふうに使われるとかっていうお話が出ていらっしやるんでしょうか。ちょっとそこだけ教えていただければと思います。

主 任 (竹村 直人君)  
農地として残る部分の使い方ということですよ。  
こちらは、かつての所有者であった[REDACTED]のところ  
に所有権のほうを戻しまして、今度はソバの栽培をされるということで聞いて  
おります。

1 2 番 (春日 知也君)  
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにございますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 28 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による  
許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた  
しました。  
議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)  
それでは議案書 3 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
計 3 件でございます。  
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください

い。

先ほど計画変更の審議の際に見ていただきました農地として残す申請になります。

場所については[ ]の西側、計 752 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は取得した農地でソバの栽培を行うため当地を取得した、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

市場割区、伊南バイパス、[ ]から東 1 筆 3, 290 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模の拡大を図るため以前より借り受けていた当地を取得したい、譲渡人は現在体調を崩しており農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

東伊那区、[ ]の南 2 筆、計 280 ページとなります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模の拡大を図るため以前より耕作を行っていた当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

こちらも許可基準が法第 3 条第 2 項に適合してございます。

以上 3 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番 (倉田 益式君)

1 番です。

4 ページの図、3-1 の場所になります。

先ほど 2 ページの計画変更-2 ということで話がありましたが、これが黒塗

りのところとその左側の「⑩」と書いてあるところで、⑩が先ほど言われた4条の申請に当たる部分で、それから4ページの3-1が黒塗りの場所が3条申請の出た752㎡の場所となります。

先ほどの説明にもありましたように、[ ]が農地の所有者で、[ ]になりますので、事務手続上2つに分かれていますけれども、両方とも本人が変更を申請しているものです。

3条申請については、先ほども説明したとおり、もともと田んぼとして稲作をやっていたものをそのまま残すということで、前回の申請を変更して3条で元に戻すということになりますので、特に問題はありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番ですが、市場割の地区になります。

ここは、土地の上に[ ]のハウスが2棟ありまして、それを土地とともに売却するという案件です。

譲受人が[ ]ということで、株式会社ですけれども登記上は農業関連の事業を行うという目的になっておりますので問題はありませんし、現地でも[ ]を主にしておりますので、問題ないと判断しています。

以上です。

16番 (伊藤 宏美君)

3番です。

現地を5月末に吉瀬委員と確認いたしました。

譲受人のおじいさんの時代の昭和30年代からこの土地を耕作し続けてきており、農業経営規模の拡大を図るため以前より管理していた当地を取得したいということで申請がありました。

現地を確認しましたところ、畑でありまして、柿の木や梅の木が植えられており、きれいに管理されておりますので、問題はないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)

すみません。3-2の案件で、私自身も会長と一緒に現地確認しました。

備考のところに「以前より借り受けていた当地を取得したい。」と書かれていて、私の認識では、[ ]は自分でハウス栽培をずっとやっていて、[ ]が以前から借りていたって印象はなかったものですから、ちょっとそこだけ教えていただければと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
私も春日委員さんと同じで■■■■■が栽培していたという認識でいたんですけど、事務局、分かりますか。

主 任 (竹村 直人君)  
こちらは記載の誤りでございます。借り受けていたという事実はなく、新規で新しく取得されたいという申請でした。すみません、こちらの訂正をお願いいたします。

1 2 番 (春日 知也君)  
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは「以前より借り受けていた」を消していただいて「譲受人は、農業経営規模の拡大を図るため当地を取得したい。」に変更してください。  
ほかにありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 29 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)  
それでは議案書 7 ページをお開きください。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
計 3 件でございます。  
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。  
ここも計画変更の申請の際に説明させていただきました案件になります。  
4-1 で表示した場所になります。  
7 ページにお戻りください。  
対象地でございますが、北割 2 区、■■■■■の東 4 筆、計 2,016 m<sup>2</sup>になります。  
申請目的でございますが、特定建築条件付土地。

理由でございますが、申請人は建て売り住宅の販売を計画したが、計画変更により特定建築条件付土地として当地を使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になりますが、すみません、こちら色塗りしてある部分の右側、㊸となっているところになります。

7ページにお戻りください。

対象地でございますが、上穂町区、XXXXXXXXXXの西側1筆2,992㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は当初事業拡大を図るため当地を宅地分譲地として取得したが、資材の高騰や面積の相違等により土地の一部を農地として取消しをするように計画を変更したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域となります。

続いて3件目でございます。

場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

7ページにお戻りください。

対象地でございますが、市場割区、XXXXXXXXXXの東1筆317㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は申請地北側の住宅を所有しているが、住宅の一部が申請地へ越境していることが確認できたため追認の手続きを取りたい、また計画地全体を物置用地など住宅の敷地として一体的に使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種となります。

不許可の例外は非代替性として見ております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。
- 2 番 (中嶋 隆君)  
1 番ですけど、先ほどと同じです。
- 5 番 (倉田 益式君)  
2 番です。  
こちらも先ほどの説明どおりなのですが、ただ、8 ページの 4-2 の黒塗りの部分と「⑩」とあるところの全体が変更申請ということで、こちらの 4 条申請については図の黒塗りのところではなくて「⑩」とあるところで、特に問題はありません。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
3 番ですが、ここにありますように、農地のほうに住宅が出ているということと、あとは宅地として使用したいということで今回の申請が出ております。  
申請人は現在ここには住んでおりません。この土地については親から相続を受けたものでありまして、今は住宅には誰も住んでおりません。ちょっと確認はしてありませんが、いずれは戻ってくるものとして今回の申請が出ているものと理解しております。  
現状を確認し、また今後はまき置場を作りたいということですので、隣接する農地には影響ないと思います。  
また、隣接する農地の所有者に対しましても確認を取っているということでありますので、問題ないと判断いたします。  
以上です。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 30 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主任

(竹村 直人君)

それでは議案書 10 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 12 ページ左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の北 2 筆、計 453 m<sup>2</sup>になります。

10 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は現在親族が高齢になっているので既存住宅敷地の隣地に当たる申請地へ住宅を建て生活を補助したいため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 6 年 5 月 20 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、[REDACTED] から 300m 以内ということですが。

続いて 2 件でございます。

場所につきましては 12 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 1 区、[REDACTED] の北 2 筆、計 208 m<sup>2</sup>になります。

10 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は家庭菜園及び上下水道管の埋設のため当地を使用したい、貸付人は現在病気で農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管の埋設、近くに [REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED] ありということでございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 13 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の南 2 筆、計 271 m<sup>2</sup>になります。

10 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在アパート経営をしており、一戸建ての貸家を新築し事業を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管の埋設、近くに■■■■、■■■■  
■■■■ありということでございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては13ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中割区、■■■■の南1筆330㎡になります。

10ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は新築住宅の建築を計画したが資金の関係から土地の購入ができず、親族である貸付人の土地へ住宅を建てるため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、こちらは農振地域内、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管の埋設、近くに■■■■、■■■■  
■■■■ありということでございます。

続いて5件目になります。

場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

下平区、■■■■の北側1筆1,634㎡になります。

10ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在当地の北側において■■■■を営んでいるが、既存駐車場における倉庫の増設を行い、それに伴い代替地及び増員分の駐車場用地を確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年9月27日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続いて6件目でございます。

場所につきましては16ページの右側を御覧ください。

5-6 で表示した場所になります。

東伊那区、          の東側 4 筆、計 1,375 m<sup>2</sup>となります。

11 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃借。

理由でございますが、譲受人は現在隣接地において砂防工事を請け負っており、工事の際に発生する土の仮置場として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域内となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種でございます。

こちらは一時転用のため、転用の期間を過ぎた後には原状回復することとなっております。

以上 6 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、6 月 10 日に現地を確認しまして、現地はずっと草刈りだけされている土地なので問題ないと判断いたします。

それから、2 番ですけど、こちらも 6 月 10 日に現地を確認してきました。

これは譲受人宅に接するちょっとした土地です。それで、借受後も家庭菜園を作るといことですので問題ないと思います。

それから、3 番目は、こちらも 6 月 10 日に現地確認を行いました。

住宅の中の一角なんですけれども、ずっと以前から防草シートが敷かれていて、何も作っていないということで、毎回見回りに行くたびにこれは何とかならんのかなと思っていたんですけど、やっと片づくということで、大変喜ばしいことだと思えます。

以上です。

20 番 (小平 裕一君)

4 番ですけど、既に隣接地に共同住宅を建設中で、この土地はその一角となります。

前回は申しましたとおり、近隣農地への影響はないと思います。

それと、あと、1 つ、近年の大雨によって水があふれるってことが多々あるものですから、施工業者さんにその辺を注意してもらうように申入れはしてあります。

あと、側溝があるんで、そこは施工業者さんのほうからカバーをかけて養生し適正に処理しますという返答をいただいております。

- ほかは特に問題ありません。
- 14番 (宮澤 秀一君)  
5番ですが、6月10日に山崎委員さんとともに現地を確認いたしております。
- 図面を見ていただいたとおり、当該地は宅地と道路に囲まれたところであり、駐車場に利用しても周辺農地への影響はないというふうに判断しました。
- ただし、雨水処理については、浸透ます設置による敷地内処理を基本となしていますが、オーバーフロー分については農業用水路に放流するという記載がございましたので、管理者である駒ヶ根土地改良区の同意、了解を得ていただくよう意見を付しておきました。
- なお、これにつきましては駒ヶ根土地改良区から差し支えない旨の意見書が出されておまして、その写しを出していただいております。
- 以上です。
- 8番 (滝沢 久美子君)  
6番ですけど、吉瀬委員と現地を確認しました。
- ここに書いてありますように砂防ダムの工事をするに当たって出てくる土の仮置場としたいということでしたが、ちょっと高さがあったりするので雨やなんかのときの流出を心配しましたけれど、一応ネットを全部張り巡らせるということと、毎日工事をしているのでその辺の流出については確認をしておきますということでしたので、問題ないと思います。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第31号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第32号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

- 主 査 (高坂 貴和君)  
議案書 15 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。
- まず公告年月日でございますが、令和 6 年 6 月 28 日でございます。  
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田 1,007 m<sup>2</sup>、畑 1,933 m<sup>2</sup>、合計で 2,940 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 2、借手が 2 です。  
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、16 ページに詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。  
番号 201 につきましては解除条件付きの貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。  
以上、御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
その前に、すみません、地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。――よろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、改めて質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 32 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 33 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)  
議案書 17 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和6年6月30日でございます。

期間の終期でございますが、10年が田1万2,639㎡、畑1,930㎡、合計で1万4,569㎡でございます。

貸手が3、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

18ページ～19ページは利用権設定各筆明細となっております。

3名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で11筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第33号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

それでは議案書20ページをお開きください。

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和6年6月28日を予定しております。

売買の面積は田んぼ 7,920 m<sup>2</sup>、売手が 1、買手は 2 となっております。  
なお、2 件の売買につきまして 6 月 5 日に農地あっせん審査会を開催しております。

21 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1 件目でございますが、長野県農業開発公社から [ ] が買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は 3 筆合計で 4,355 m<sup>2</sup>、対価につきましては 101 万 5,000 円となっております。

位置図につきましては、すみません、別紙で先ほどお配りした A3 の用紙を御覧いただきたいと思っております。

別紙でお配りした用紙の左側の図面、こちらが対象地の位置図となっております。

場所は北割 2 区の [ ] の南側に位置する農地です。

議案書 21 ページにお戻りください。

2 件目でございますが、2 件目と同様に長野県農業開発公社から [ ] が買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は 3,565 m<sup>2</sup>、対価につきましては 108 万 6,600 円となっております。

位置図でございますが、別紙でお配りした図面の右側の図となっております。

中割区、[ ] の西側に位置する農地でございます。

1 件目 2 件目ともに所有権の移転の時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和 6 年 7 月 16 日でございます。

なお、1 件目 2 件目の公社へ売り渡した前所有者につきましては表の下に記載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上 2 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。――よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第 34 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 | (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農用地利用集積計画の策定  
について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 6 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉 会 | 午後 3 時 47 分